

食品表示法の概要

(参考資料4)

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設(平成25年6月28日公布、平成27年4月1日施行)

目的等

○法の目的

・食品表示の適正を確保し、消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進、食品の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与

○基本理念

・消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本

・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響、食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮

食品表示基準の策定等

○消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、以下について、食品表示基準を策定

- ① 名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 表示の方法その他を表示する際に遵守すべき事項

食品表示基準の遵守

○食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない

(参考)食品表示基準(内閣府令)

○食品表示法に基づき、加工食品、生鮮食品、添加物の区分ごとに具体的な表示ルールを規定

指示・立入検査等

○内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)は食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示、その旨を公表

○内閣総理大臣は指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令。また、緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令、その旨を公表

○表示の適正を確保するため必要がある場合、立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

罰則

○指示に係る措置を取るべきことの命令に違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人は行為者を罰するほか当該法人に対し、1億円以下の罰金)

○食品の回収等や業務停止の命令に違反した者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人は行為者を罰するほか当該法人に対し、3億円以下の罰金)

食品リコールの届出

○食品関連事業者等は、食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合、行政機関へ届出し、国がその旨を公表
※令和3年6月1日施行

内閣総理大臣等に対する申出等

○何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは内閣総理大臣等に申出可

○適格消費者団体には、著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権

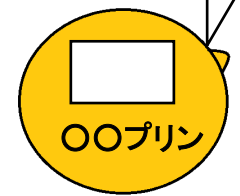
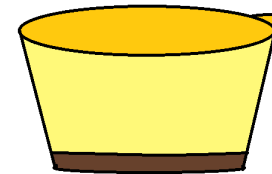
加工食品の義務表示制度

○主な義務表示事項は、以下のとおり。

<表示例>

名称	洋生菓子
原材料名	卵（国産）、砂糖、生乳、植物油 脂（大豆を含む）、乳製品、カラ メルソース、ゼラチン
添加物	香料、乳化剤、pH調整剤、増粘多 糖類
内容量	80 g
賞味期限	2024年12月31日
保存方法	要冷蔵（10℃以下）
販売者	株式会社〇〇 東京都〇〇市××町1-2
製造所	株式会社△△ さいたま工場 埼玉県〇〇市△△町

栄養成分表示 1個（80g）当たり	
熱量	71kcal
たんぱく質	3g
脂質	3g
炭水化物	8g
食塩相当量	0.1g



○上記のほかに、品目によって、個別に義務付けされている事項もある。

（例）

品 目：ふぐを原材料とするふぐ加工品

表示事項：ロットが特定できるもの（加工年月日、ロット番号等）、原料ふぐの種類、生食用であるかないかの別 等₂